

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第21号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和48年静岡県規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(毒物劇物監視員)</p> <p>第9条 法第17条第3項の毒物劇物監視員は、 県の職員で次の各号のいずれかに該当するもの のうちから知事が指定する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(書類の提出方法)</p> <p>第24条 法、政令、省令及びこの規則の規定により提出する書類の部数は、<u>知事を経由して 地方厚生局長に提出する書類にあつては正副 3通、知事に提出する書類にあつては正副2 通とする。</u>ただし、当該書類が知事の権限のうち保健所長に委任されている事務に係るものであるとき又は申請者若しくは出願者の住所若しくは営業所の所在地が他の都道府県にあるときは、正本1通とする。</p> <p>2 前項の規定により<u>地方厚生局長又は知事に提出する書類</u>（静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）及び静岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年静岡県規則第90号）の規定により静岡市及び浜松市が処理することとされている事務に係るものを除く。）は、申請者、届出者若しくは出願者の住所、製造所、営業所、店舗、研究所、事業場、倉庫若しくは作業場所の所在地又は行為の実施区域を管轄する保健所の長を経由しなければならない。ただし、申請者若しくは出願者の住所又は営業所の所在地が他の都道府県にあるときは、この限りでない。</p>	<p>(毒物劇物監視員)</p> <p>第9条 法第18条第2項の毒物劇物監視員は、 県の職員で次の各号のいずれかに該当するもの のうちから知事が指定する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(書類の提出方法)</p> <p>第24条 法、政令、省令及びこの規則の規定により<u>知事に提出する書類の部数は、正副2通とする。</u>ただし、当該書類が知事の権限のうち保健所長に委任されている事務に係るものであるとき又は申請者若しくは出願者の住所若しくは営業所の所在地が他の都道府県にあるときは、正本1通とする。</p> <p>2 前項の規定により知事に提出する書類（静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）及び静岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年静岡県規則第90号）の規定により静岡市及び浜松市が処理することとされている事務に係るものを除く。）は、申請者、届出者若しくは出願者の住所、製造所、営業所、店舗、研究所、事業場、倉庫若しくは作業場所の所在地又は行為の実施区域を管轄する保健所の長を経由しなければならない。ただし、申請者若しくは出願者の住所又は営業所の所在地が他の都道府県にあるときは、この限りでない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。